

藤井寺市柏原市学校給食組合事務局設置条例施行規則

平成 15 年 3 月 24 日
規 則 第 1 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日 規則第 3 号
平成 23 年 6 月 6 日 規則第 6 号
平成 29 年 3 月 23 日 規則第 2 号
平成 31 年 3 月 27 日 規則第 1 号

平成 21 年 3 月 13 日 規則第 2 号
平成 27 年 10 月 6 日 規則第 1 号
平成 29 年 11 月 20 日 規則第 13 号

藤井寺市柏原市学校給食組合事務局設置条例施行規則（平成 4 年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、藤井寺市柏原市学校給食組合事務局設置条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（課及び係の設置）

第 2 条 事務局に次の課及び係を置く。

総務課 総務係

（職員）

第 3 条 職員の名称は、事務職員とする。

（職の設置）

第 4 条 課及び係に次の職を置く。

(1) 課に課長

(2) 係に係長

2 前項に定めるもののほか、事務局、課及び係に次の職を置くことができる。

(1) 事務局に理事及び次長

(2) 課に参事、課長代理及び主幹

(3) 係に主査、副主査、主事及び主事補

（職務権限）

第 5 条 事務局長は、管理者の命を受け、事務を統括掌理し、職員を指揮監督する。

2 理事は、上司の命を受け、処掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、常に事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 課長は、上司の命を受け、処掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

6 課長代理は、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 主幹は、上司の指揮を受け、担当事務又は担任業務を掌理する。

- 8 係長は、上司の命を受け、処掌事務又は処掌業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 主査及び副主査は、上司の指揮を受け、担当事務又は担任業務を処理する。
- 10 主事及び主事補は、上司の指揮を受け、事務に従事する。

(事務又は業務)

第6条 課及び係の事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

総務課

総務係

- (1) 組合議会の事務に関すること。
- (2) 条例、規則、訓令等に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 文書の受発、整理保存、廃棄に関すること。
- (5) 公印の保管に関すること。
- (6) 情報公開制度に関すること。
- (7) 個人情報保護制度に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 公有財産の管理に関すること。
- (10) 施設及び設備の管理に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- (11) 契約の締結に関すること。
- (12) 基金の管理に関すること。
- (13) 公用車の管理に関すること。
- (14) 人事に関すること。
- (15) 職員の勤務条件及び服務規律に関すること。
- (16) 職員の研修に関すること。
- (17) 職員団体に関すること。
- (18) 特別職及び職員の給与に関すること。
- (19) 職員の源泉徴収及び特別徴収に関すること。
- (20) 公務災害等の補償に関すること。
- (21) 職員の健康管理及び労働安全衛生に関すること。
- (22) 職員の福利厚生に関すること。
- (23) 大阪府市町村職員共済組合に関すること。
- (24) 総合教育会議の運営に関すること。
- (25) 公平委員会に関すること。
- (26) 監査委員に関すること。

- (27) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (28) 資金計画に関すること。
- (29) 帳票の管理に関すること。
- (30) 決算調製に関すること。
- (31) 指定金融機関に関すること。
- (32) その他一般会計に関すること。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日規則第2号)

この規則は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月6日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月23日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月20日規則第13号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。